

# 公益財団法人日独文化研究所 研究倫理規程

公益財団法人日独文化研究所（以下、「本法人」という。）は、その設立の趣旨に基づき、定款の定めるところに従い、これまでさまざまな活動を通じて、日独両国の学術・文化についての深い理解を追求してきた。そして、平成26年4月1日より、本法人は公益財団法人に移行した。本法人は、これまで以上に公益の増進を進めつつ、日独両国の学術・文化発展のための活動に取り組んでいかなければならない。

このような本法人の責務に鑑み、本法人の学術研究が適正かつ円滑に遂行されるための自主的ルールとして、本法人に携わるすべての者が常に自覚し、遵守すべき、公益財団法人日独文化研究所研究倫理規程をここに定める。

本法人に携わるすべての者は、その社会的使命と役割を自覚し、本規程の理念が具体的行動と意志決定に生かされるよう不断の努力と自己規律につとめなければならない。

## 第1章 法人の責務

### （本法人の責務）

第1条 本法人は、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当らなければならない。

### （本法人の学術研究）

第2条 本法人は、定款の定めるところに従い、日独両国の学術文化の研究及びその助成並びに両国学術文化の交流を行い、もってこれらの振興を図るようつとめなければならない。

### （社会的信用の維持）

第3条 本法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当り、社会的信用の維持・向上につとめなければならない。

### （法令等の遵守）

第4条 本法人は、関連する法令・規程・指針等及び本法人の各種規程・規則等を遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

### （私的利益の禁止）

第5条 本法人に携わるすべての者は、公益目的事業に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用してはならない。

(情報開示及び説明責任)

第6条 本法人は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、基金拠出者、賛助会員、寄附者をはじめとして、社会の理解と信頼を得られるようにつとめなければならない。

(個人情報保護)

第7条 本法人に携わるすべての者は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すととともに、個人の権利の尊重にも十分に配慮しなければならない。

(研鑽)

第8条 本法人に携わるすべての者は、公益目的事業の遂行のため、常に自己研鑽につとめなければならない。

## 第2章 研究者の責務

(研究者の定義)

第9条 本規程でいう「研究者」とは、本法人に所属する研究者のみならず、本法人の主催するあらゆる学術研究活動に従事する者を総称するものとする。

(研究者の責務)

第10条 研究者は、学術研究が社会からの信頼と付託の上に成り立っていること、並びに研究の推進と成果の発表が公益の増進に資することを自覚し、国際的な条約・規範・規約等に加えて、国内の法令・規程・指針等、並びに本法人の諸規程を遵守しつつ、良心と信念に従って、誇りをもって研究活動に従事しなければならない。

(不正の禁止)

第11条 研究者は、研究成果の発表に際して、捏造、改竄、盗用といった不正行為を絶対に行ってはならない。

(研究費の適正な執行)

第12条 研究者は、研究費の適正な執行につとめなければならない。

## 第3章 事務職員の責務

(事務職員の責務)

第13条 本法人の事務職員は、学術研究が社会からの信頼と付託の上に成り立っていること、並びに研究の推進と成果の発表が公益の増進に資することを自覚し、国際的な条約・規範・規約等に加えて、国内の法令・規程・指針等、並びに本法人の諸規程を遵守しつつ、本法人の職員としての誇りをもって、

良心と信念に従って各々の使命・職責を果たさなければならない。

(適正な経理)

第14条 本法人の事務職員は、経費や研究費の適正な経理につとめなければならない。

## 第4章 雑 則

(改廃)

第15条 本規程の改廃は、理事会が行う。

## 附 則

(施行期日)

本規程は、平成26年10月1日から施行する。